

令和4年かすみがうら市議会第4回定例会
市長提出議案集

令和4年11月22日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 17 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1～2
2. 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 9 号)〉
…………… 3～13
3. 承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 10 号)〉
…………… 14～24
4. 議案第 59 号 かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について
…………… 25
5. 議案第 60 号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除
に関する条例の制定について …………… 26～28
6. 議案第 61 号 かすみがうら市政治倫理条例の制定について
…………… 29～35
7. 議案第 62 号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特
例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 36～37
8. 議案第 63 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅
費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
…………… 38～39
9. 議案第 64 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について …………… 40～52

10. 議案第 65 号	かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	53～58
11. 議案第 66 号	かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	……………	59～81
12. 議案第 67 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 1 号）	……………	82～103
13. 議案第 68 号	令和 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	……………	104～111
14. 議案第 69 号	令和 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	112～118
15. 議案第 70 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	119～126
16. 議案第 71 号	令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）	……………	127～133
17. 議案第 72 号	令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	……………	134～136
18. 議案第 73 号	かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について	……………	137
19. 議案第 74 号	かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について	……………	138
20. 議案第 75 号	字の区域の変更について	……………	139～141

（別冊）

- ・ かすみがうら市過疎地域持続的発展計画

(参考資料)

- 付議事件（条例）条文新旧対照表 142～183
- ・ かすみがうら市政治倫理条例 新旧対象表 (142)
 - かすみがうら市 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
新旧対照表(附則第 4 項関係) (142)
- ・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例
新旧対照表 (143～144)
 - かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧
対照表(第 1 条関係) (143)
 - かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧
対照表(第 2 条関係) (143～144)
- ・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
新旧対照表 (144～145)
 - かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧
対照表(第 1 条関係) (144)
 - かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧
対照表(第 2 条関係) (145)
- ・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (145～147)
 - かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)
..... (145～146)
 - かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)
..... (146～147)
- ・ かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新
旧対照表 (147)

・ かすみがうら市職員の定年等に関する条例等 新旧対照表	……………	(147～183)
かすみがうら市職員の定年等に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)	……………	(147～166)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)	……………	(166～179)
かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (第3条関係)	……………	(179)
かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 新旧対照表 (第4条 関係)	……………	(180)
かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (第5条関 係)	……………	(180～182)
かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (第6条関係)	……………	(182～183)

報告第17号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年9月28日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年7月19日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉160番2地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-0155号線、上稲吉160番2地先において、U字溝を通過した際、破損していたグレーチングが跳ね上がり、相手方が運転する車両の左側下面を破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 131,362円
相手方 0円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第7号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年9月30日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）
別紙のとおり

理 由

オミクロン株対応ワクチンについては、従来のワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化・感染・発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されており、オミクロン株対応ワクチン追加接種の体制を確保することにより第8波に備える必要があることから、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第9号）により補正を行う。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155,264千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,554,011千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月30日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3,641,984	155,264	3,797,248
	1 国 庫 負 担 金	1,848,549	109,321	1,957,870
	2 国 庫 補 助 金	1,783,177	45,943	1,829,120
歳 入	合 計	20,398,747	155,264	20,554,011

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		2,087,411	155,264	2,242,675
	1 保 健 衛 生 費	2,087,411	155,264	2,242,675
歳 出 合 計		20,398,747	155,264	20,554,011

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,641,984	155,264	3,797,248
16 県 支 出 金	1,442,992	0	1,442,992
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	463,727	0	463,727
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,464,300	0	2,464,300
歳 入 合 計	20,398,747	155,264	20,554,011

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,421,599	0	3,421,599				
3 民 生 費	6,663,987	0	6,663,987				
4 衛 生 費	2,087,411	155,264	2,242,675	155,264			
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	721,762	0	721,762				
7 商 工 費	423,602	0	423,602				
8 土 木 費	1,892,786	0	1,892,786				
9 消 防 費	883,005	0	883,005				
10 教 育 費	2,111,722	0	2,111,722				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,398,747	155,264	20,554,011	155,264			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4衛生費国庫負担金	32,071	109,321	141,392	1 保健衛生費負担金	109,321	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,848,549	109,321	1,957,870			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3衛生費国庫補助金	237,946	45,943	283,889	1 保健衛生費補助金	45,943	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	1,783,177	45,943	1,829,120			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 保健衛生 総 務 費	264,885	155,264	420,149	155,264				3 職 員 手当等	396	02 地域保健推進事業 0205 新型コロナウイルスワクチン 接種に要する経費 3 時間外勤務手当 396 11 通信運搬費 4,284 12 接種券等封入・封緘業務委 託 3,976 12 相談体制等（コールセンタ ー）設置委託 19,300 12 接種者情報等入力業務委託 1,664 12 ワクチン接種委託 115,271 12 集団接種会場運営業務委託 6,290 12 ワクチン配送業務委託 275 12 高齢者等接種会場送迎業務 委託 2,928 12 追加接種に伴うシステム改 修委託 880	155,264
								11 役務費	4,284		
								12 委託料	150,584		
計	2,087,411	155,264	2,242,675	155,264							

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
補正前	長等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【 211】	【 304,560】	1,419,878	1,030,658 【 58,575】	2,450,536 【 363,135】	454,661 【 56,387】	2,905,197 【 419,522】
補正前	373 (11) 【 211】	【 304,560】	1,419,878	1,030,262 【 58,575】	2,450,140 【 363,135】	454,661 【 56,387】	2,904,801 【 419,522】
比較				396	396		396

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	88,495	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	88,099	3,378	51,484
	比較						396		
職員手当等の内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比較								

承認第8号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和4年10月21日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）
別紙のとおり

理 由

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対する支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するにあたって、早急な予算措置をするため令和4年度一般会計補正予算（第10号）により補正を行う。

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,757,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年10月21日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,797,248	203,400	4,000,648
	2 国庫補助金	1,829,120	203,400	2,032,520
歳入	合計	20,554,011	203,400	20,757,411

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,663,987	203,400	6,867,387
	1 社 会 福 祉 費	3,354,464	203,400	3,557,864
歳 出 合 計		20,554,011	203,400	20,757,411

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,797,248	203,400	4,000,648
16 県 支 出 金	1,442,992	0	1,442,992
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	463,727	0	463,727
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,464,300	0	2,464,300
歳 入 合 計	20,554,011	203,400	20,757,411

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,421,599	0	3,421,599				
3 民 生 費	6,663,987	203,400	6,867,387	203,400			
4 衛 生 費	2,242,675	0	2,242,675				
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	721,762	0	721,762				
7 商 工 費	423,602	0	423,602				
8 土 木 費	1,892,786	0	1,892,786				
9 消 防 費	883,005	0	883,005				
10 教 育 費	2,111,722	0	2,111,722				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,554,011	203,400	20,757,411	203,400			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	286,592	203,400	489,992	1 社会福祉費補助金	203,400	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金事業費補助金 200,000 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付 金事務費補助金 3,400
計	1,829,120	203,400	2,032,520			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 社会福祉 総務費	403,506	203,400	606,906	203,400				3 職員 手当等	913	02 社会福祉事業 0207 電力・ガス・食料品等価格高 騰緊急支援給付金（住民税非 課税世帯等）に要する経費 3 時間外勤務手当 10 印刷製本費 11 通信運搬費 11 手数料 12 電算システム改修委託 18 電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金	203,400 203,400 913 722 775 440 550 200,000
								10 需用費	722		
								11 役務費	1,215		
								12 委託料	550		
								18 負担金 、補助 及び 交付金	200,000		
計	3,354,464	203,400	3,557,864	203,400							

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
補正前	長等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【 211】	【 304,560】	1,419,878	1,031,571 【 58,575】	2,451,449 【 363,135】	454,661 【 56,387】	2,906,110 【 419,522】
補正前	373 (11) 【 211】	【 304,560】	1,419,878	1,030,658 【 58,575】	2,450,536 【 363,135】	454,661 【 56,387】	2,905,197 【 419,522】
比較				913	913		913

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	89,408	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	88,495	3,378	51,484
	比較						913		
職員手当等の内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比較								

議案第59号

かすみがうら市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、かすみがうら市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第60号

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例の制定について

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次の
とおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3
年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続
的発展市町村計画であつてかすみがうら市が定めるもの（以下「持続的発展計
画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する
産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において
振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販
売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅
館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（取得又は製
作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、
修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）
をした者に係る固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めるものとす

る。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について課税を免除をする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から起算して3か年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為によって固定資産税の課税免除を受けた者については、その免除の全部又は一部を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の失効前に特別償却設備の取得等をした者に係る固定資産税の免除については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

議案第61号

かすみがうら市政治倫理条例の制定について

かすみがうら市政治倫理条例を次のとおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）が、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにするよう努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをすることはもとより、道義的批判を受けるおそれのある寄附その他の行為を行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、市政に携わる責務を深く自覚し、人格及び倫理の向上に努めるため、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 政治活動に関する寄附行為について、政治的又は道義的批判を受けることをしないこと。市長及び議員の後援団体についても、同様とする。
- (4) 市が行う認可、許可、命令に関して、特定の企業、個人、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 一般職の職員の採用に関して、推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (6) 市が行う請負契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者を推薦、紹介等の有利な取り計らいをしないこと。
- (7) 市の機関の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (8) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他のその地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

2 前項第4号から第8号までの規定は、市が関係する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する法人及び法第284条第1項に規定する組合についても適用する。

3 市長等及び議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、第5条に規定する政治倫理審査会に出席し、自ら疑惑の解明に当た

るとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 市長等及び議員の配偶者若しくは1親等の親族若しくは同居の親族若しくは市長等及び議員本人（以下「本人等」という。）が役員をしている企業又は実質的に経営に携わる企業は、法第92条の2及び法第142条の規定の趣旨を尊重し、市が発注する工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約（1件の契約額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1号別表第5に掲げる額を超えない契約を除く。）への応募を辞退しなければならない。ただし、災害等で緊急を要するとき又は工事等の契約を辞退することにより市の行政執行若しくは市民生活に支障がある場合は、この限りでない。

2 前項の「実質的に経営に携わる企業」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 本人等が資本金その他これらに準ずるものの3分の1を超えて出資している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その出資金の合計を基準とする。

(2) 本人等が年額300万円を超える報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業。この場合において、本人等が複数のときは、その報酬の合計を基準とする。

(3) 本人等が経営方針に明らかに関与している企業

3 前2項に該当する場合において、市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって当該企業の辞退届を提出するよう努めなければならない。

4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを市長に送付しなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 政治倫理確立のための必要な事項を調査するため、法第138条の4第3項の規定によりかすみがうら市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 市長、議長及び市民から市長等及び議員の政治倫理基準及び遵守事項(第4条で規定する遵守事項をいう。以下同じ。)の違反に関しての調査請求があった場合、審査会は当該市長等及び議員に対し、事情を聴取し、若しくは資料の提出を求め、又はその関係者に対し必要な調査を行うものとする。
- 3 審査会の委員は、5人以内とし、地方自治の本旨に理解があり、かつ、専門的知識を有する者及び法第18条に定める選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
- 6 審査会の委員は、何人に対しても職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 審査会の調査記録については、その写しを原則として所定の場所で閲覧することができる。ただし、審査会で非公開とした文書については、この限りでない。

(市民の調査請求権)

第6条 市民は、市長等及び議員が政治倫理基準又は遵守事項に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添え、法第18条に定める選挙権を有する市民300人以上の連署とともに、文書で市長等に係るものにつ

いては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- 2 市長又は議長は、前項の請求を受けたときは、10日以内にその書面の写しを添えて、審査会に調査を求めるものとする。

(市の工事等の契約に関する遵守事項の違反行為に関する措置)

第7条 市長等及び議員が遵守事項に違反している疑いがある場合、市長又は議長は、これを証する資料を添え、速やかに審査会に調査を依頼しなければならない。

(審査会の調査)

第8条 審査会は、第6条第2項及び前条の規定による調査を求められたときは、当該事実の存否の調査を行い、60日以内に調査結果報告書を市長又は議長に提出しなければならない。

- 2 市長又は議長は、前項の規定により調査結果の報告書の提出を受けたときは、10日以内に請求者に文書で回答しなければならない。

(市長等及び議員の協力義務)

第9条 市長等及び議員は、審査会からの要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、審査会の会議に出席して説明を行う等、調査審議に必要な協力をしなければならない。なお、市長及び議長は、審査会の調査において調査対象者（関係者を含む。）が偽りの報告をし、又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を市報又は議会報で公表しなければならない。

(贈収賄罪の第1審有罪判決宣告後における説明会)

第10条 市長等又は議員は、当該市長等又は議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪により、第1審有罪判決の宣告を受け、なお引き続きその職に留まろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に市民に対する

説明会の開催を請求することができる。この場合において、当該市長等又は議員は、説明会に出席し、釈明することができる。

- 2 市民は、前項の説明会において、市長等又は議員に質問することができる。
- 3 市民は、第1項の説明会が開催されないときは、法第18条に定める選挙権を有する市民300人以上の連署をもって、市長又は議長に説明会の開催を請求することができる。
- 4 前項の請求は、第1審有罪判決の宣告の日から30日を経過した日以後20日以内に市長等に係るものについては市長を、議員に係るものについては議長を通じて行うものとする。

(違反措置等)

第11条 市長等及び議員が、審査会の調査において違反しているとの報告があった場合は、市長及び議長はその旨を市報又は議会報で公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の際現に市長等及び議員の職にある者に対する第4条の規定の適用については、同条第4項中「市長等及び議員の任期開始の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。
- 3 第10条の規定は、この条例の施行日以後に逮捕され、起訴され、又は有罪判決の宣告を受けた市長等について適用する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部名誉市民選考委員会委員の項の前に次のように加える。

政治倫理 審査会委 員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
-------------------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

議案第62号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一
部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例（平成29年かすみがうら市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000円」を「376,000円」に改め
る。

第8条第2項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合
においては「100分の162.5」、12月に支給する場合には「1
00分の167.5」」に改める。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合には「100分の162.
5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」」を

「「100分の165」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第63号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第64号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「6月に支給する場合におい
ては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に
改め、同項第2号中「100分の45」を「6月に支給する場合においては1
00分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100

49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	

74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			

99	296,500	344,500			
100	296,900	344,800			
101	297,100	345,100			
102	297,400	345,500			
103	297,800	345,900			
104	298,100	346,300			
105	298,300	346,800			
106	298,600	347,200			
107	299,000	347,600			
108	299,300	348,000			
109	299,500	348,500			
110	299,900	348,900			
111	300,300	349,200			
112	300,600	349,500			
113	300,800	350,000			
114	301,000				
115	301,300				
116	301,700				
117	301,900				
118	302,100				
119	302,400				
120	302,700				
121	303,100				
122	303,300				
123	303,600				

	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3号（第5条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700

14	197, 100	216, 700	240, 000	274, 800	321, 600	347, 400	374, 800
15	199, 100	218, 500	241, 900	275, 800	323, 200	349, 600	376, 800
16	201, 100	220, 300	243, 800	277, 000	324, 800	351, 700	378, 900
17	203, 200	222, 200	245, 300	277, 700	326, 500	353, 700	380, 500
18	205, 300	223, 900	247, 100	279, 100	328, 800	355, 700	382, 500
19	207, 600	225, 800	248, 900	280, 400	330, 900	357, 700	384, 400
20	209, 900	227, 600	250, 700	281, 700	333, 200	359, 800	386, 400
21	212, 000	229, 300	252, 300	283, 000	335, 100	361, 500	388, 100
22	213, 800	231, 100	253, 600	284, 000	337, 100	363, 500	390, 200
23	215, 500	232, 900	254, 800	285, 300	339, 200	365, 300	392, 300
24	217, 300	234, 700	256, 100	286, 500	341, 200	367, 400	394, 300
25	219, 200	236, 300	257, 300	287, 500	343, 100	369, 100	396, 000
26	220, 900	238, 000	258, 500	289, 100	345, 200	371, 100	398, 000
27	222, 700	239, 700	259, 800	290, 800	347, 100	373, 100	400, 100
28	224, 400	241, 300	260, 900	292, 400	349, 100	375, 100	402, 200
29	226, 300	242, 500	261, 800	294, 300	350, 900	376, 900	403, 700
30	228, 100	244, 300	262, 800	296, 200	353, 000	379, 000	405, 500
31	229, 900	246, 100	264, 000	297, 900	354, 800	381, 100	407, 200
32	231, 700	247, 900	265, 000	299, 700	356, 900	383, 100	408, 900
33	233, 300	249, 300	265, 500	301, 300	358, 300	385, 000	410, 600
34	235, 000	250, 800	266, 700	303, 000	360, 300	387, 100	412, 100
35	236, 700	252, 100	267, 700	304, 800	362, 200	389, 200	413, 700
36	238, 400	253, 500	268, 700	306, 500	364, 300	391, 100	415, 200
37	239, 600	254, 700	269, 500	308, 200	366, 200	392, 800	416, 500
38	241, 400	256, 000	270, 400	309, 800	368, 300	394, 300	418, 000

39	243, 200	257, 200	271, 400	311, 600	370, 300	395, 600	419, 500
40	245, 000	258, 200	272, 200	313, 100	372, 300	397, 000	421, 000
41	246, 400	259, 200	273, 200	314, 500	374, 300	398, 200	422, 500
42	247, 800	260, 300	274, 300	316, 000	376, 400	399, 300	423, 800
43	249, 100	261, 300	275, 300	317, 700	378, 500	400, 300	425, 100
44	250, 300	262, 300	276, 100	319, 400	380, 500	401, 300	426, 300
45	251, 400	262, 900	277, 200	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300
46	252, 500	264, 000	278, 600	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000
47	253, 500	264, 900	279, 900	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800
48	254, 300	266, 000	281, 300	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600
49	255, 000	266, 800	283, 000	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100
50	255, 900	267, 800	284, 700	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500
51	257, 000	268, 800	286, 200	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900
52	258, 000	269, 700	287, 600	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200
53	258, 500	270, 700	289, 000	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500
54	259, 700	271, 400	290, 600	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900
55	260, 500	272, 400	292, 200	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200
56	261, 600	273, 300	293, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500
57	262, 500	274, 300	295, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800
58	263, 300	275, 800	296, 700	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100
59	264, 100	277, 000	298, 400	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400
60	264, 900	278, 400	300, 000	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700
61	265, 700	279, 900	301, 400	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000
62	266, 300	281, 500	303, 000	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300
63	267, 100	282, 800	304, 600	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600

64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	

89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		
106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		

114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	
136		357,800	378,800	
137		358,100	379,100	
138		358,500	379,600	

	139		359,000	380,100				
	140		359,500	380,600				
	141		359,800	380,900				
	142		360,300					
	143		360,800					
	144		361,300					
	145		361,600					
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第65号

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
1	円 150,100	円 198,500

2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700

28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900

54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300

80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300

106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第66号

かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市職員の定年等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「その職員を当該職務」を「、当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員が」を「当該職員の」に、「なり」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「協議の上」の次に「これらの期限の翌

日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由」を「第1項各号に掲げる事由」に、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（平成17年条例第46号）第10条第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の

標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長と協議の上延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管

理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めそのまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長と協議の上延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項及び第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第6条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第1項の規程により当該定年前再任用短時間勤

務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。）とする。

第6条の3中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第6条の4中「その者」を「当該育児短時間勤務職員等」に改める。

第12条の4第1項第1号中「道路（以下）」の次に「この項から第3項までにおいて」を、「料金（以下）」の次に「この項から第3項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同号本文中「以下」の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「以下」の次に「第1号において」を加え、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加える。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第11条」の前に「第6条第2項から第9項まで、」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の2第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第2号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）に掲げる職を占める職員
 - (3) かすみがうら市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用

を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第2の行政職給料表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第3消防職給料表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額	基準給 与月額
	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800
--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 第2条第2項の規定は、かすみがうら市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 かすみがうら市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「について、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「以下「」の次に「定年前」を加える。

第3条中「ものとし、」の次に「定年前」を加える。

第4条第2項中「週休日、」の次に「定年前」を加え、同項ただし書中「8日（」の次に「定年前」を加える。

第12条第1項第1号中「20日（」の次に「定年前」を加える。

（かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第31号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（かすみがうら市職員の再任用に関する条例の廃止）

第7条 かすみがうら市職員の再任用に関する条例（平成17年条例第32号）

は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

- 2 任命権者は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例

第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項又は第4項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この項から附則第12項において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除

- く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は附則第10項若しくは第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除

く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することがで

きる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 3 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 4 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

1 5 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

22 第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員に

は適用しない。

2 3 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるかすみがうら市職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第6条の4に規定する算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする」とする。

2 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるかすみがうら市職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条の規定による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条の4第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

2 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条

例第20条第3項の規定を適用する。

28 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及びかすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第5項、第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

29 かすみがうら市職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項、第7項から第9項まで、第11条、第12条並びに第12条の3並びに新給与条例第6条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

30 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後のかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第2条の3第2号、第17条第2号及び第18条第1項の規定を適用する。

（規則への委任）

32 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第67号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,025,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		4,000,648	126,824	4,127,472
	1 国 庫 負 担 金	1,957,870	68,163	2,026,033
	2 国 庫 補 助 金	2,032,520	58,661	2,091,181
16 県 支 出 金		1,442,992	19,811	1,462,803
	1 県 負 担 金	767,136	12,944	780,080
	2 県 補 助 金	458,138	6,867	465,005
20 繰 越 金		463,727	110,598	574,325
	1 繰 越 金	463,727	110,598	574,325
22 市 債		2,464,300	10,400	2,474,700
	1 市 債	2,464,300	10,400	2,474,700
歳 入 合 計		20,757,411	267,633	21,025,044

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		143,252	△2,440	140,812
	1 議 会 費	143,252	△2,440	140,812
2 総 務 費		3,421,599	△6,003	3,415,596
	1 総 務 管 理 費	2,955,724	10,783	2,966,507
	2 徴 税 費	228,462	△100	228,362
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	102,098	△16,686	85,412
3 民 生 費		6,867,387	177,863	7,045,250
	1 社 会 福 祉 費	3,557,864	78,742	3,636,606
	2 児 童 福 祉 費	2,708,225	20,726	2,728,951
	3 生 活 保 護 費	601,298	78,395	679,693
4 衛 生 費		2,242,675	△11,169	2,231,506
	1 保 健 衛 生 費	2,242,675	△11,169	2,231,506
5 労 働 費		27,066	1,078	28,144
	1 労 働 諸 費	27,066	1,078	28,144
6 農 林 水 産 業 費		721,762	60,604	782,366
	1 農 業 費	705,836	60,604	766,440
7 商 工 費		423,602	△9,289	414,313
	1 商 工 費	423,602	△9,289	414,313
8 土 木 費		1,892,786	10,457	1,903,243
	1 土 木 管 理 費	104,056	15,290	119,346
	2 道 路 橋 梁 費	650,511	0	650,511
	4 都 市 計 画 費	1,128,391	△4,833	1,123,558

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		883,005	9,665	892,670
	1 消 防 費	883,005	9,665	892,670
10 教 育 費		2,111,722	36,867	2,148,589
	1 教 育 総 務 費	263,560	△5,318	258,242
	2 小 学 校 費	585,047	14,266	599,313
	3 中 学 校 費	769,787	11,827	781,614
	4 社 会 教 育 費	316,329	14,798	331,127
	5 保 健 体 育 費	176,999	1,294	178,293
歳 出 合 計		20,757,411	267,633	21,025,044

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

補正前					補正後			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業債	180,900	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	189,000	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
防災基盤整備事業債	68,300				69,600			
旧下大津小学校解体事業債	43,100				44,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	4,000,648	126,824	4,127,472
16 県 支 出 金	1,442,992	19,811	1,462,803
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	463,727	110,598	574,325
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,464,300	10,400	2,474,700
歳 入 合 計	20,757,411	267,633	21,025,044

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	△2,440	140,812				△2,440
2 総 務 費	3,421,599	△6,003	3,415,596				△6,003
3 民 生 費	6,867,387	177,863	7,045,250	89,320			88,543
4 衛 生 費	2,242,675	△11,169	2,231,506				△11,169
5 労 働 費	27,066	1,078	28,144				1,078
6 農 林 水 産 業 費	721,762	60,604	782,366	56,460			4,144
7 商 工 費	423,602	△9,289	414,313				△9,289
8 土 木 費	1,892,786	10,457	1,903,243		8,100		2,357
9 消 防 費	883,005	9,665	892,670		1,300		8,365
10 教 育 費	2,111,722	36,867	2,148,589		1,000		35,867
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,757,411	267,633	21,025,044	145,780	10,400		111,453

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	1,798,689	68,163	1,866,852	1 社会福祉費負担金	25,890	障害者自立支援給付費負担金 18,227 障害児施設措置費（給付費等）負担金 7,663
				4 生活保護費負担金	42,273	生活保護費負担金 41,418 過年度分生活保護費負担金 855
計	1,957,870	68,163	2,026,033			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	392,810	58,441	451,251	1 総務費補助金	58,441	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	489,992	220	490,212	1 社会福祉費補助金	220	障害者総合支援事業費補助金
計	2,032,520	58,661	2,091,181			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	767,136	12,944	780,080	1 社会福祉費負担金	12,944	障害者自立支援給付費負担金 9,113 障害児施設措置費（給付費等）負担金 3,831
計	767,136	12,944	780,080			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4 農林水産業費 県補助金	60,739	6,867	67,606	1 農業費補助金	6,867	機構集積協力金交付事業費補助金 479 儲かる産地支援事業費補助金 6,388
計	458,138	6,867	465,005			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	463,727	110,598	574,325	1 繰越金	110,598	前年度繰越金
計	463,727	110,598	574,325			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土木債	338,700	8,100	346,800	1 道路整備事業債	8,100	市道整備事業債
4 消防債	73,300	1,300	74,600	1 防災基盤整備事業債	1,300	消防車両整備事業債

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教 育 債	410,300	1,000	411,300	3 旧下大津小学校解体事業債	1,000	旧下大津小学校解体事業債
計	2,464,300	10,400	2,474,700			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	143,252	△2,440	140,812				△2,440	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△862 △1,212 △366	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 期末手当 4 共済組合負担金	△2,440 △2,440 △862 △418 △794 △366
計	143,252	△2,440	140,812				△2,440				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	984,040	△4,104	979,936				△4,104	2 給料	△1,485	01 職員等人件費	△4,104
								3 職員手当等	△2,226	0101 職員等人件費	△4,104
								4 共済費	△393	2 特別職給料	△4,907
										2 一般職給料	3,422
										3 扶養手当	1,842
										3 特別職通勤手当	80
										3 通勤手当	605
										3 住居手当	985
										3 管理職手当	48
										3 期末手当	△8,652
										3 勤勉手当	2,822
										3 特別職期末手当	△1,332
										3 退職手当	882
										3 退職手当特別負担金	135
										3 児童手当	460
										3 地域手当	△181
										3 特別職児童手当	80
										4 共済組合負担金	△334
										4 特別職共済組合負担金	△478
										4 社会保険料	419
2 文書法制費	29,699	880	30,579				880	12 委託料	880	01 文書法制事業	880
										0101 文書法制に要する経費	880
										12 文書管理システムデータ移行業務委託	880
5 財産管理費	298,749	13,357	312,106				13,357	10 需用費	12,935	02 庁舎等財産管理事業	422
								11 役務費	422	0203 旧小学校施設管理に要する経費	422
										11 電話料	422
										05 あじさい館管理事業	12,935
										0501 あじさい館管理に要する経費	12,935
										10 燃料費	2,272

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
(5財産管理費)									10 光熱水費	10,663	
8生活安全対策費	139,345	650	139,995				650	10 需用費	650	01 生活安全対策事業 0101 交通安全対策に要する経費 10 光熱水費	650 650 650
計	2,955,724	10,783	2,966,507				10,783				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	131,924	△100	131,824				△100	3 職員手当等	63	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	△100 △100
								4 共済費	△163	3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金	250 561 168 △1,814 462 436 △163
計	228,462	△100	228,362				△100				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	102,098	△16,686	85,412				△16,686	2 給料	△8,666	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	△16,686 △16,686
								3 職員手当等	△5,072	2 一般職給料 3 扶養手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△8,666 △498 △476 △2,674 △1,424 △2,948
								4 共済費	△2,948		
計	102,098	△16,686	85,412				△16,686				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	606,906	555	607,461				555	2 給料	2,417	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	555 555
								3 職員手当等	△1,930	2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	2,417 △498 306 △2,866 1,128 △238 306
								4 共済費	68		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明						
				特定財源			一般財源	区分		金額					
				国県支出金	地方債	その他									
2障害者福祉費	1,056,572	66,260	1,122,832	41,794			24,466	11 役務費	7	01 障害者対策事業	66,260				
								12 委託料	440			0103 障害者自立支援に要する経費	66,260		
								18 負担金、補助及び交付金	2,740					11 手数料	7
								19 扶助費	51,780					12 障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託	440
								22 償還金、利子及び割引料	11,293					18 社会福祉施設支援給付金（価格高騰重点支援）	2,740
		19 障害福祉サービス費事業	36,454												
				19 障害児給付費事業	15,326										
										22 国庫負担金等超過交付金還付金	11,293				
3老人福祉費	85,681	6,117	91,798	6,108			9	11 役務費	9	01 高齢者対策事業	6,117				
								18 負担金、補助及び交付金	6,108			0101 要介護高齢者等対策に要する経費	6,117		
										11 通信運搬費	9				
										18 社会福祉施設支援給付金（価格高騰重点支援）	6,108				
4介護保険費	596,067	△3,183	592,884				△3,183	27 繰出金	△3,183	01 介護保険事業	△3,183				
												0102 介護保険特別会計繰出に要する経費	△3,183		
										27 介護保険特別会計繰出金	△3,183				
5国民年金費	4,171	△127	4,044				△127	3 職員手当等	△148	01 国民年金事務事業	△127				
								4 共済費	21			0101 職員等人件費	△127		
														3 通勤手当	27
		3 住居手当	18												
										3 期末手当	△193				
										4 共済組合負担金	21				
6医療福祉費	301,931	16,675	318,606				16,675	19 扶助費	12,000	01 医療福祉事業	16,675				
								22 償還金、利子及び割引料	4,675			0101 医療福祉に要する経費	4,675		
										22 県補助金等超過交付返還金	4,675				
										0102 医療福祉に要する経費（市単独）	12,000				
										19 医療費（単独）	12,000				
7国民健康保険費	325,139	△7,555	317,584				△7,555	27 繰出金	△7,555	01 国民健康保険事業	△7,555				
												0101 国民健康保険特別会計繰出に要する経費	△7,555		
										27 国民健康保険特別会計繰出金	△7,555				
計	3,557,864	78,742	3,636,606	47,902			30,840								

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国庫支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	982,011	15,919	997,930				15,919	22 償還金、利子及び割引料	15,919	01 児童措置事業 0102 児童手当支給に要する経費 22 国庫負担金等超過交付金返還金	15,919 15,919 15,919
3 保育所費	388,889	△11,757	377,132				△11,757	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△6,817 △2,925 △2,015	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△11,757 △11,757 △6,817 △251 △3,528 854 △1,902 △113
4 児童福祉施設費	1,062,593	16,111	1,078,704				16,111	22 償還金、利子及び割引料	16,111	01 児童福祉施設維持管理事業 0101 民間保育所に要する経費 22 国庫補助金等返還金 0102 認定こども園に要する経費 22 国庫補助金等返還金	16,111 13,997 13,997 2,114 2,114
5 児童館費	59,059	453	59,512				453	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費	294 △423 34 548	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 02 児童館維持管理事業 0201 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営に要する経費 10 光熱水費 0202 稲吉児童館管理運営に要する経費 10 光熱水費 0203 新治児童館管理運営に要する経費 10 光熱水費	△95 △95 294 222 △224 △566 145 34 548 249 249 137 137 162 162
計	2,708,225	20,726	2,728,951				20,726				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	144,759	23,171	167,930				23,171	2 給料	216	01 職員等人件費 0101 職員等人件費	124 124
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	------	-----	--------------------------	------------

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(1)生活保護 総務費								3 職員手当等	△137	2 一般職給料	216
								4 共済費	45	3 扶養手当	△78
								10 需用費	100	3 期末手当	△258
								22 償還金、利子及び割引料	22,947	3 勤勉手当	199
										4 共済組合負担金	45
		02 生活保護等事業	23,047								
		0201 生活保護等総務事務に要する経費	23,047								
		10 燃料費	100								
		22 国庫負担金等超過交付返還金	22,947								
2 扶助費	456,539	55,224	511,763	41,418			13,806	19 扶助費	55,224	01 生活保護等扶助事業	55,224
										0101 生活保護等扶助に要する経費	55,224
										19 生活扶助費	5,122
										19 住宅扶助費	1,969
										19 介護扶助費	2,703
										19 医療扶助費	42,960
										19 葬祭扶助費	2,470
計	601,298	78,395	679,693	41,418			36,977				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	420,149	△11,611	408,538				△11,611	2 給料	△5,704	01 職員等人件費	△11,611
								3 職員手当等	△3,512	0101 職員等人件費	△11,611
								4 共済費	△2,395	2 一般職給料	△5,704
										3 扶養手当	90
										3 住居手当	△298
										3 期末手当	△3,146
										3 勤勉手当	△158
										4 共済組合負担金	△2,782
										4 社会保険料	387
7 環境保全 対策費	480,569	660	481,229				660	12 委託料	660	01 環境保全事業	660
										0102 環境保全推進に要する経費	660
										12 特定外来生物等処分業務委託	660
8 旧新治地 方広域事 務組合施 設解体費	809,347	△218	809,129				△218	2 給料	48	01 職員等人件費	△218
								3 職員手当等	△287	0101 職員等人件費	△218
								4 共済費	21	2 一般職給料	48
										3 扶養手当	△180
										3 期末手当	△188
										3 勤勉手当	75

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(8旧新治地方広域事務組合施設解体費)									3 退職手当 6 4 共済組合負担金 21	
計	2,242,675	△11,169	2,231,506				△11,169			

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

1 勤労者福祉施設費	25,504	1,078	26,582				1,078	2 給料	58	01 職員等人件費 345	345
								3 職員手当等	105	0101 職員等人件費 345	345
								4 共済費	182	2 一般職給料 58	58
								10 需用費	733	3 勤勉手当 105	105
										4 共済組合負担金 182	182
										02 勤労者福祉施設管理運営事業 733	733
										0201 勤労青少年ホーム管理に要する経費 388	388
										10 光熱水費 388	388
										0202 働く女性の家管理に要する経費 345	345
										10 光熱水費 345	345
計	27,066	1,078	28,144				1,078				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	59,730	△650	59,080				△650	2 給料	24	01 職員等人件費 △650	△650
								3 職員手当等	△560	0101 職員等人件費 △650	△650
								4 共済費	△114	2 一般職給料 24	24
										3 扶養手当 △258	△258
										3 通勤手当 35	35
										3 期末手当 △515	△515
										3 勤勉手当 178	178
										4 共済組合負担金 △114	△114
2 農業総務費	357,497	△6,472	351,025				△6,472	2 給料	△3,395	01 職員等人件費 △6,472	△6,472
								3 職員手当等	△2,105	0101 職員等人件費 △6,472	△6,472
								4 共済費	△972	2 一般職給料 △3,395	△3,395
										3 扶養手当 258	258
										3 通勤手当 35	35
										3 住居手当 △336	△336
										3 期末手当 △1,741	△1,741
										3 勤勉手当 △321	△321
										4 共済組合負担金 △972	△972

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 農業振興費	56,257	29,076	85,333	22,688			6,388	18 負担金、補助及び交付金	29,076	01 農業振興事業 0101 農業振興に要する経費 18 農業経営燃油高騰対策支援金 0102 園芸振興に要する経費 18 儲かる産地支援事業費補助金	29,076 16,300 16,300 12,776 12,776
4 農地利用対策費	47,795	16,483	64,278	16,483				18 負担金、補助及び交付金	16,483	01 農地利用促進事業 0101 米政策推進に要する経費 18 主食用米生産者支援金 0102 農地中間管理に要する経費 18 機構集積協力金	16,483 16,004 16,004 479 479
5 土地改良費	184,557	22,167	206,724	17,289			4,878	18 負担金、補助及び交付金	22,167	01 土地改良事業 0101 土地改良整備支援に要する経費 18 県単土地改良上乘せ補助金 0102 土地改良助成に要する経費 18 農業水利施設電気料金高騰対策支援金	22,167 4,878 4,878 17,289 17,289
計	705,836	60,604	766,440	56,460			4,144				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	57,803	△9,289	48,514				△9,289	2 給料	△4,341	01 職員等人件費	△9,289
								3 職員手当等	△3,445	0101 職員等人件費	△9,289
								4 共済費	△1,503	2 一般職給料	△4,341
										3 扶養手当	△431
		3 通勤手当	11								
		3 管理職手当	△421								
		3 期末手当	△1,850								
		3 勤勉手当	△754								
		4 共済組合負担金	△1,503								
計	423,602	△9,289	414,313				△9,289				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	104,056	15,290	119,346				15,290	2 給料	9,178	01 職員等人件費	15,290
								3 職員手当等	3,566	0101 職員等人件費	15,290
								4 共済費	2,546	2 一般職給料	9,178
										3 扶養手当	756
		3 通勤手当	317								
		3 住居手当	12								

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(1 土木総務費)									3 期末手当 574 3 勤勉手当 1,907 4 共済組合負担金 2,546	
計	104,056	15,290	119,346				15,290			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路橋梁新設改良費	415,714	0	415,714		8,100		△8,100			01 市道整備事業 0101 市道整備に要する経費 (財源振替)
計	650,511	0	650,511		8,100		△8,100			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	81,598	△4,833	76,765				△4,833	2 給料	△2,438	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 4 共済組合負担金	△4,833 △4,833 △2,438 △318 128 44 △1,642 △607
								3 職員手当等	△1,788		
								4 共済費	△607		
								計	1,128,391		

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	641,189	9,665	650,854				9,665	2 給料	11,505	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 消防職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	9,665 9,665 11,505 675 52 51 175 △5,530 2,698 △1,378 2,047 △630
								3 職員手当等	△3,257		
								4 共済費	1,417		
								3 消防施設費	117,380		
計	883,005	9,665	892,670		1,300		8,365				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2事務局費	106,522	△5,318	101,204				△5,318	2給料	△2,998	01 職員等人件費	△5,318
								3職員手当等	△1,363	0101 職員等人件費	△5,318
								4共済費	△957	2特別職給料	△676
										2一般職給料	△2,322
										3扶養手当	△240
										3住居手当	26
										3管理職手当	421
										3期末手当	△1,638
										3勤勉手当	131
										3特別職期末手当	△63
										4共済組合負担金	△748
										4特別職共済組合負担金	△209
計	263,560	△5,318	258,242				△5,318				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1小学校管理費	585,047	14,266	599,313		1,000		13,266	10需用費	14,266	03 小学校施設維持管理事業	14,266
										0301 小学校施設維持管理に要する経費	14,266
										10光熱水費	14,266
										0302 旧下大津小学校解体に要する経費(財源振替)	
計	585,047	14,266	599,313		1,000		13,266				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1中学校管理費	769,787	11,827	781,614				11,827	10需用費	11,827	03 中学校施設維持管理事業	11,827
										0301 中学校施設維持管理に要する経費	11,827
										10光熱水費	11,827
計	769,787	11,827	781,614				11,827				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育総務費	71,755	4,892	76,647				4,892	2給料	3,093	01 職員等人件費	4,892
								3職員手当等	1,019	0101 職員等人件費	4,892
								4共済費	780	2一般職給料	3,093
										3扶養手当	△248
										3通勤手当	294
										3住居手当	336
										3期末手当	△115
										3勤勉手当	752

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
(1 社会教育 総務費)									4 共済組合負担金	780	
2 公民館費	112,272	3,881	116,153				3,881	2 給料	11	01 職員等人件費	159
								3 職員 手当等	6	0101 職員等人件費	159
								4 共済費	142	2 一般職給料	11
								10 需用費	3,722	3 扶養手当	276
										3 住居手当	222
										3 管理職手当	△27
										3 期末手当	△589
										3 勤勉手当	124
										4 共済組合負担金	282
										4 社会保険料	△140
										02 公民館維持管理事業	3,722
										0202 千代田公民館管理に要する経費	3,722
										10 光熱水費	3,722
3 図書館費	53,261	7,377	60,638				7,377	2 給料	3,685	01 職員等人件費	7,377
								3 職員 手当等	2,345	0101 職員等人件費	7,377
								4 共済費	1,347	2 一般職給料	3,685
										3 通勤手当	77
										3 管理職手当	422
										3 期末手当	805
										3 勤勉手当	1,041
										4 共済組合負担金	1,347
4 文化振興 費	79,041	△1,352	77,689				△1,352	2 給料	△2,021	01 職員等人件費	△4,262
								3 職員 手当等	△1,733	0101 職員等人件費	△4,262
								4 共済費	△508	2 一般職給料	△2,021
								10 需用費	2,430	3 扶養手当	△258
								13 使用料 及び 賃借料	480	3 通勤手当	△166
										3 期末手当	△971
										3 勤勉手当	△338
										4 社会保険料	△508
										02 文化振興施設管理運営事業	2,430
										0201 歴史博物館管理運営に要する経費	2,266
										10 光熱水費	2,266
										0202 富士見塚古墳公園管理運営に要する経費	164
										10 光熱水費	164
										03 文化財事業	480

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4文化振興費)									0302 埋蔵文化財に要する経費 480	
									13 試掘作業用重機借上料 480	
計	316,329	14,798	331,127				14,798			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1保健体育総務費	49,504	△2,257	47,247				△2,257	2 給料	△1,164	01 職員等人件費 △2,257	△2,257	
								3 職員手当等	△790			0101 職員等人件費 △2,257
								4 共済費	△303			2 一般職給料 △1,164
												3 期末手当 △790
2 体育施設管理費	127,495	3,551	131,046				3,551	10 需用費	3,551	01 体育施設管理運営事業 3,551		
										0102 わかぐり運動公園管理運営に要する経費 724		
										10 光熱水費 724		
										0103 多目的運動広場管理運営に要する経費 903		
									10 光熱水費 903			
										0105 第1常陸野公園管理運営に要する経費 1,924		
										10 光熱水費 1,924		
計	176,999	1,294	178,293				1,294					

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計		
補正後	長 等	3		17,421	5,991 (3.35)	3,273	26,685	3,743	30,428
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	17,421	22,885	3,273	151,592	21,275	172,867
補正前	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393				55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280	3,193	158,490	21,962	180,452
比 較	長 等			△ 5,583	△ 1,395	80	△ 6,898	△ 687	△ 7,585
	議 員								
	その他の特別職								
	計			△ 5,583	△ 1,395	80	△ 6,898	△ 687	△ 7,585

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	371 (13) 【 211】	【 304,560】	1,416,099	1,006,402 【 58,575】	2,422,501 【 363,135】	448,905 【 56,387】	2,871,406 【 419,522】
補正前	373 (11) 【 211】	【 304,560】	1,419,878	1,031,571 【 58,575】	2,451,449 【 363,135】	454,661 【 56,387】	2,906,110 【 419,522】
比 較	△ 2 (2)		△ 3,779	△ 25,169	△ 28,948	△ 5,756	△ 34,704

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	
	補正後		44,355	289,001	253,136	21,074	27,066	89,408	3,378	51,626
	補正前		43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	89,408	3,378	51,484
	比 較		693	△ 38,681	9,626	1,310	1,976			142
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当		
補正後		2,148	24,649	5,508	187,699	5,643	1,351	360		
補正前		2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360		
比 較					888		△ 1,123			

議案第68号

令和4年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,072,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		350,139	△7,555	342,584
	1 一 般 会 計 繰 入 金	325,139	△7,555	317,584
歳 入	合 計	4,080,000	△7,555	4,072,445

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		53,322	△7,555	45,767
	1 総務管理費	50,027	△7,555	42,472
歳出合計		4,080,000	△7,555	4,072,445

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	845,797	0	845,797
2 使用料及び手数料	550	0	550
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,869,523	0	2,869,523
5 財産収入	180	0	180
6 繰入金	350,139	△7,555	342,584
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	13,809	0	13,809
歳入合計	4,080,000	△7,555	4,072,445

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	53,322	△7,555	45,767				△7,555
2 保 険 給 付 費	2,822,551	0	2,822,551				
3 国民健康保険事業費納付金	1,117,113	0	1,117,113				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	66,727	0	66,727				
7 基 金 積 立 金	180	0	180				
8 諸 支 出 金	5,105	0	5,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,080,000	△7,555	4,072,445				△7,555

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	325,139	△7,555	317,584	1 一般会計繰入金	△7,555	職員給与費等
計	325,139	△7,555	317,584			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	48,608	△7,555	41,053				△7,555	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共 済 費	△4,165 △2,249 △1,141	01 職員等人件費 0101 職員等人件費 2 一般職員給料 3 扶養手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 4 共済組合負担金	△7,555 △7,555 △4,165 20 △1,170 △530 △569 △1,141
計	50,027	△7,555	42,472				△7,555				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当	計		
補 正 後	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	92			92		92
	計	10	92			92		92
補 正 前	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	92			92		92
	計	10	92			92		92
比 較	長 等 議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	4 (0) 【2】	【4,361】	12,417	7,919 【927】	20,336 【5,288】	4,028 【896】	24,364 【6,184】
補正前	5 (0) 【2】	【4,361】	16,582	10,168 【927】	26,750 【5,288】	5,169 【896】	31,919 【6,184】
比 較	△ 1		△ 4,165	△ 2,249	△ 6,414	△ 1,141	△ 7,555

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	140	2,498	2,203		208	1,200						1,670		
	補正前	120	3,668	2,733		208	1,200						2,239		
	比 較	20	△ 1,170	△ 530										△ 569	

議案第69号

令和4年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,377千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ962,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	1,377	1,378
	1 繰越金	1	1,377	1,378
歳入	合計	961,000	1,377	962,377

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		952,616	1,377	953,993
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	952,616	1,377	953,993
歳 出	合 計	961,000	1,377	962,377

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	423,673	0	423,673
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	536,324	0	536,324
4 繰越金	1	1,377	1,378
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	961,000	1,377	962,377

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	6,383	0	6,383				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	952,616	1,377	953,993				1,377
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	961,000	1,377	962,377				1,377

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	1	1,377	1,378	1 繰 越 金	1,377	繰越金
計	1	1,377	1,378			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者医療広域連合納付金	952,616	1,377	953,993				1,377	18 負担金、補助及び交付金	1,377	01 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 1,377 0101 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 1,377 18 被保険者保険料等 1,377
計	952,616	1,377	953,993				1,377			

議案第70号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,788,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		676,456	△3,183	673,273
	1 一 般 会 計 繰 入 金	586,934	△3,183	583,751
8 繰 越 金		12,137	4,746	16,883
	1 繰 越 金	12,137	4,746	16,883
歳 入 合 計		3,787,425	1,563	3,788,988

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		91,640	△3,183	88,457
	1 総務管理費	67,087	△3,183	63,904
4 地域支援事業費		121,309	529	121,838
	4 包括的支援事業・任意事業費	72,646	529	73,175
7 諸支出金		12,139	4,217	16,356
	1 償還金及び還付加算金	12,137	4,217	16,354
歳出合計		3,787,425	1,563	3,788,988

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	782,238	0	782,238
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	803,249	0	803,249
4 支払基金交付金	955,506	0	955,506
5 県支出金	539,393	0	539,393
6 財産収入	296	0	296
7 繰入金	676,456	△3,183	673,273
8 繰越金	12,137	4,746	16,883
9 諸収入	10,014	0	10,014
10 介護サービス収入	8,036	0	8,036
歳入合計	3,787,425	1,563	3,788,988

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	91,640	△3,183	88,457				△3,183
2 保 険 給 付 費	3,536,901	0	3,536,901				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	121,309	529	121,838				529
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	15,139	0	15,139				
6 基 金 積 立 金	296	0	296				
7 諸 支 出 金	12,139	4,217	16,356				4,217
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,787,425	1,563	3,788,988				1,563

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	91,097	△3,183	87,914	1 職員給与費等繰入金	△3,183	職員給与費等繰入金
計	586,934	△3,183	583,751			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	12,137	4,746	16,883	1 繰越金	4,746	前年度繰越金
計	12,137	4,746	16,883			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	67,087	△3,183	63,904				△3,183	2 給 料	△937	01 職員等人件費	△3,183
								3 職 員 手当等	△1,868	0101 職員等人件費	△3,183
								4 共済費	△378	2 一般職給料	△937
										3 扶養手当	△198
										3 通勤手当	12
										3 住居手当	△226
										3 期末手当	△1,200
										3 退職手当	△136
										3 児童手当	△120
										4 共済組合負担金	△378
計	67,087	△3,183	63,904				△3,183				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括支援センター費	41,114	529	41,643				529	2 給 料	193	01 職員等人件費	529
								3 職 員 手当等	219	0101 職員等人件費	529
								4 共済費	117	2 一般職給料	193
										3 勤勉手当	194
										3 退職手当	25
										4 共済組合負担金	117
計	72,646	529	73,175				529				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	11,137	4,217	15,354				4,217	22 償還金、利子及び割引料	4,217	01 国庫支出金等返還に要する経費	4,217
										0101 国庫支出金等返還に要する経費	4,217
										22 国庫支出金等返還金	4,217
計	12,137	4,217	16,354				4,217				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当	その他の手当		
補 正 後	長 等 議 員						
	その他の特別職	28	4,843			4,843	4,843
	計	28	4,843			4,843	4,843
補 正 前	長 等 議 員						
	その他の特別職	28	4,843			4,843	4,843
	計	28	4,843			4,843	4,843
比 較	長 等 議 員						
	その他の特別職						
	計						

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	10 (0) 【6】	【13,872】	35,085	20,205 【2,775】	55,290 【16,647】	10,776 【2,377】	66,066 【19,024】
補正前	10 (0) 【6】	【13,872】	35,829	21,734 【2,775】	57,563 【16,647】	11,037 【2,377】	68,600 【19,024】
比 較			△ 744	△ 1,529	△ 2,273	△ 261	△ 2,534

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後		6,792	6,149	282	684	1,123		449				4,726		
	補正前	198		7,992	5,955	508	672	1,123		449			4,837		
	比 較	△ 198	△ 1,200	194	△ 226	12							△ 111		

議案第71号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算について（第3号）

（総則）

第1条 令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度かすみがうら市水道事業会計予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 水道事業費	1,009,938千円	34,641千円	1,044,579千円
第1項 営業費用	940,536千円	34,641千円	975,177千円

(資本的支出)

第3条 令和4年度かすみがうら市水道事業会計予算書第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	1,029,270千円	363千円	1,029,633千円
第1項 建設改良費	743,636千円	363千円	743,999千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算書第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費 54,496千円

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度 かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			1,009,938	34,641	1,044,579	
	1. 営業費用		940,536	34,641	975,177	
		1. 原水及び浄水費	426,889	31,520	458,409	
		4. 総係費	102,614	3,121	105,735	

令和4年度 かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

(支 出)

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 資本的支出			1,029,270	363	1,029,633	
	1. 建設改良費		743,636	363	743,999	
		1. 配水施設工事費	283,415	363	283,778	

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業			1,009,938	34,641	1,044,579			
費	1. 営業費用		940,536	34,641	975,177			
		1. 原水及び	426,889	31,520	458,409			
		浄水費				19. 動力費	31,520	浄水場等施設電気料の増額
		4. 総係費	102,614	3,121	105,735			
						2. 給料	654	人事異動に伴う給料の増
						3. 手当	1,663	人事異動に伴う手当の増
						6. 法定福利費	804	人事異動に伴う法定福利費の増

令和4年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的			1,029,270	363	1,029,633			
支出	1. 建設改良		743,636	363	743,999			
	費	1. 配水施設	283,415	363	283,778			
		工事費				1. 給料	217	人事異動に伴う給料の増
						2. 手当	146	人事異動に伴う手当の増

給 与 費 明 細 書

(単位：千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福利費	合 計
	特別職(人)	一般職(人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補 正 後	損益勘定支弁職員	6	68	24,839		16,652	41,559	7,704	49,263
	資本勘定支弁職員	1	0	2,717		1,657	4,374	859	5,233
	合 計	7	68	27,556		18,309	45,933	8,563	54,496
補 正 前	損益勘定支弁職員	6	68	24,185		14,989	39,242	6,900	46,142
	資本勘定支弁職員	1	0	2,500		1,511	4,011	859	4,870
	合 計	7	68	26,685		16,500	43,253	7,759	51,012
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	654		1,663	2,317	804	3,121
	資本勘定支弁職員	0	0	217		146	363	0	363
	合 計	0	0	871		1,809	2,680	804	3,484

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	児童手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	
	補 正 後	1,433	936	600		649		645			
	補 正 前	971	936	600		649		645			
	比 較	462	0	0	0	0		0			
	区 分	期末勤勉手当	退職手当負担金	管理職特別手当							合 計
	補 正 後	10,270	3,720	56							18,309
	補 正 前	9,382	3,261	56							16,500
比 較	888	459	0							1,809	

議案第72号

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和4年度かすみがうら市下水道事業会計予算書第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	1, 346, 525千円	18, 830千円	1, 365, 355千円
第1項 営業費用	1, 211, 295千円	18, 830千円	1, 230, 125千円

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 下水道事業 費用			1,346,525	18,830	1,365,355	
	1. 営業費用		1,211,295	18,830	1,230,125	
		4. 農業集落排水 処理施設費	89,743	18,830	108,573	

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 下水道事業費用			1,346,525	18,830	1,365,355				
	1. 営業費用		1,211,295	18,830	1,230,125				
		4. 農業集落排水処理施設費		89,743	18,830	108,573			
							22. 動力費	18,830	農集処理施設電気料の増額

議案第73号

かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定
について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 指定管理者として指定する団体

かすみがうら市宍倉6343番地2

かすみがうら市活性化センター運営委員会 委員長 小松崎 尊

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第74号

かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 指定管理者として指定する団体

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号
株式会社デン・ケリー 代表取締役 佐山 等

2 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第75号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を下記のとおり変更する。

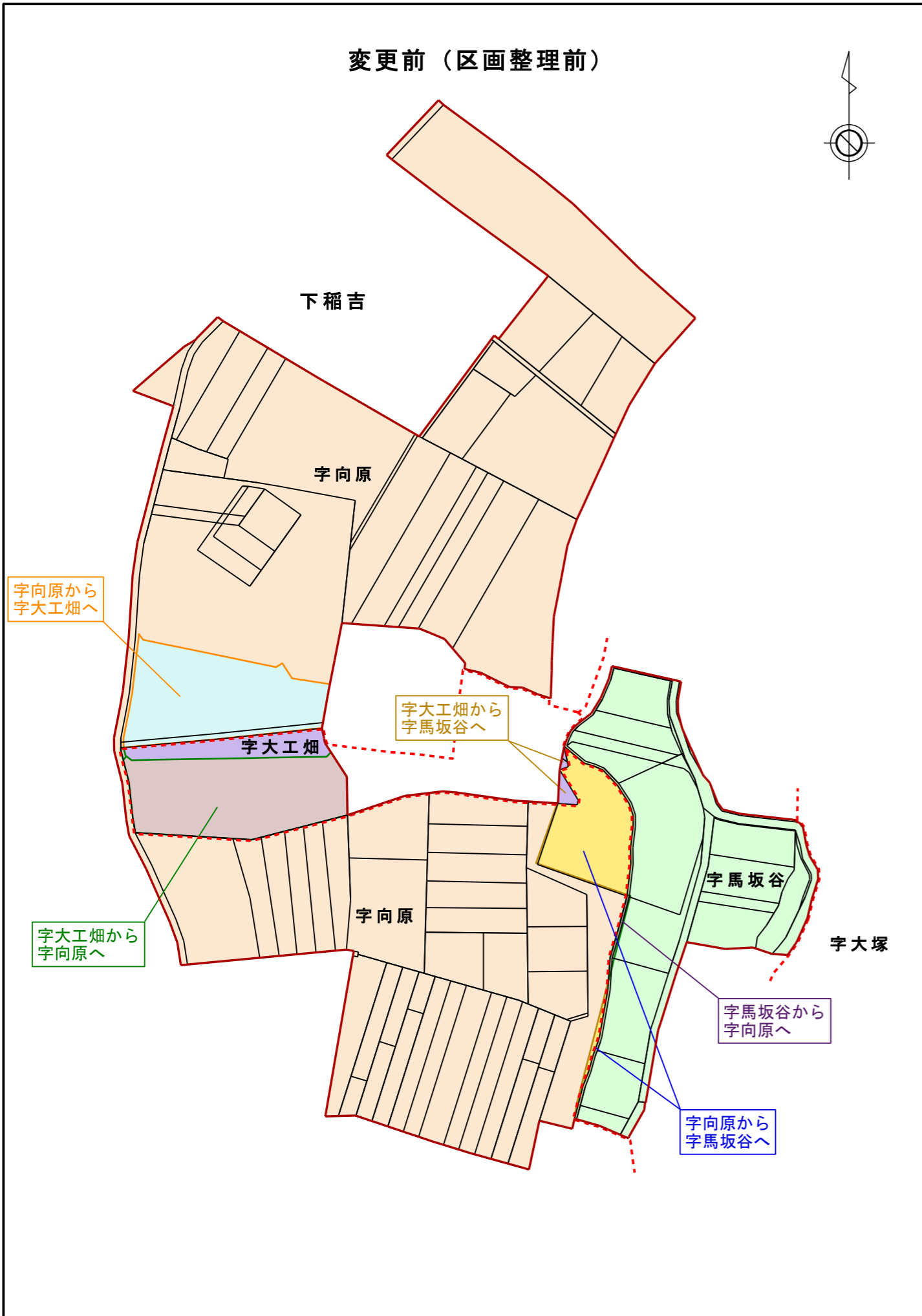
なお、この字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による向原土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和4年11月22日提出

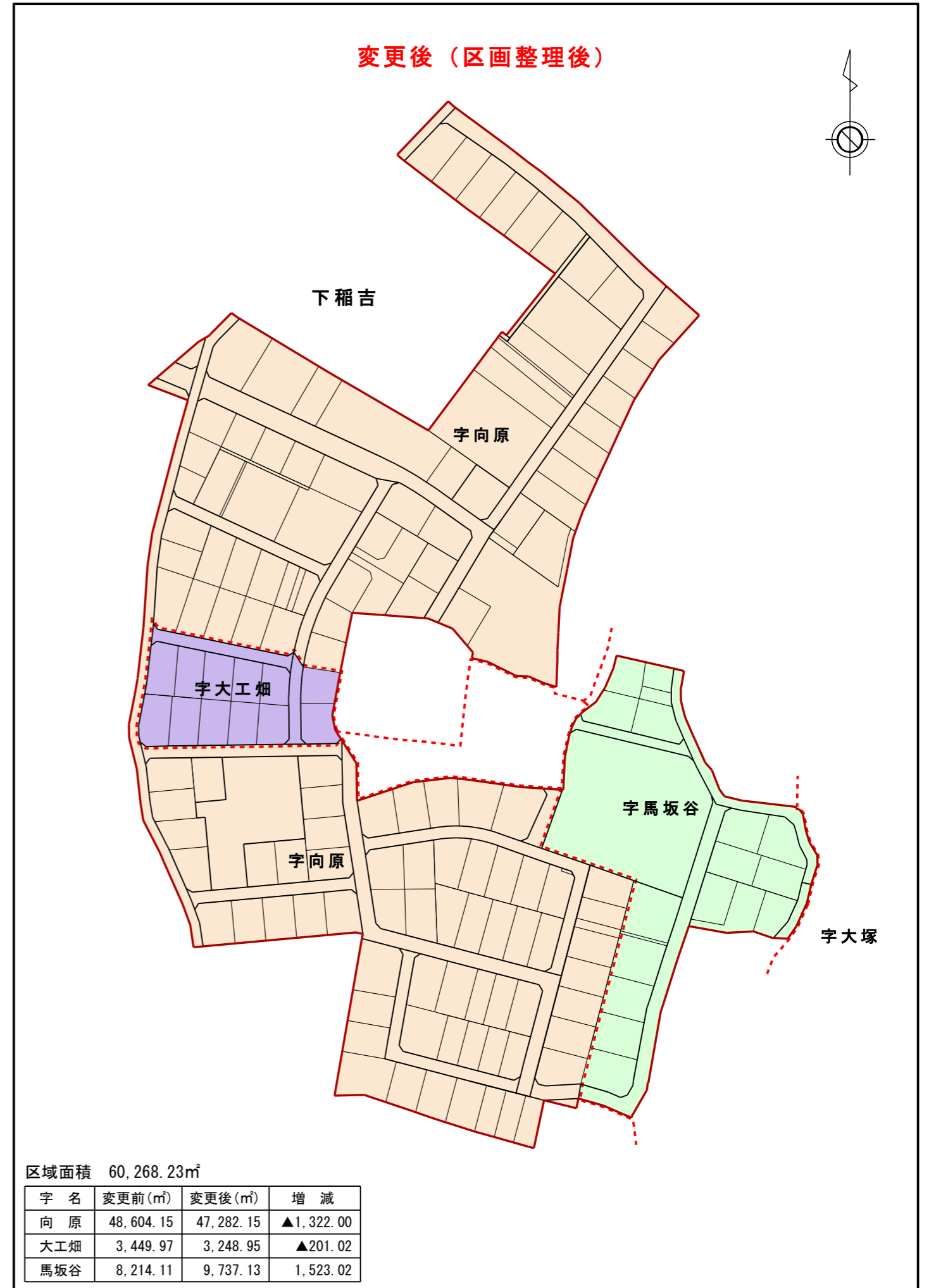
かすみがうら市長 宮 嶋 謙

変 更 後		左に包括される区域		
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番
下稲吉	大工畑	下稲吉	向原	1 6 8 8 番 1 の一部
同	同	同	同	1 6 8 8 番 2 の一部
同	向原	同	大工畑	1 6 8 2 番の一部
同	馬坂谷	同	同	1 6 8 4 番 3 の一部
同	同	同	同	1 6 8 6 番 1 8
同	同	同	同	1 6 8 6 番 1 9
同	同	同	向原	2 6 4 7 番 1 の一部
同	同	同	同	2 6 4 7 番 2 4 の一部
同	向原	同	馬坂谷	1 9 3 0 番 1 の一部
同	同	同	同	1 9 3 0 番 3 の一部
同	同	同	同	1 9 3 4 番 2 の一部
同	同	同	同	介在する水路の一部

変更前（区画整理前）



変更後（区画整理後）



区域面積 60,268.23㎡

字名	変更前(㎡)	変更後(㎡)	増減
向原	48,604.15	47,282.15	▲1,322.00
大工畑	3,449.97	3,248.95	▲201.02
馬坂谷	8,214.11	9,737.13	▲1,523.02

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市政治倫理条例 新旧対照表

**かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表
(附則第4項関係)**

【改正前】

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につ き)	日当(1 日につ き)	宿泊 料(1 夜に つき)	食卓 料(1 夜に つき)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	名誉市民選考委員 会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

【改正後】

機関名	職名	報酬			旅費			
		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につ き)	日当(1 日につ き)	宿泊 料(1 夜に つき)	食卓 料(1 夜に つき)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
附属 機関	政治倫理審査会委 員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	名誉市民選考委員 会委員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前		改正後	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p>	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>375,000円</u>	1	<u>376,000円</u>
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>		<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」</u>」とする。</p>	

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前		改正後	
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用につい</p>		<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用につい</p>	

<p>ては、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは<u>6月に支給する場合においては「100分の162.5」、12月に支給する場合においては「100分の167.5」とする。</u></p>	<p>ては、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは<u>「100分の165」とする。</u></p>
---	---

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員</p>

<p>がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p>得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>
--	---

かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6箇月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3及び4 (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市職員の定年等に関する条例等 新旧対照表

かすみがうら市職員の定年等に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p>

	<p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>附則</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>) 第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。</p>	<p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。</p>
<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定めその職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</p>	<p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超える</p>

<p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員が退職になり</u>公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できない</u>とき。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由</u>が引き続き<u>存する</u>と認めるときは、市長と協議の上1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限</u>は、<u>その職員</u>に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由</u>が<u>存しなくなった</u>と認められるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限</u>を<u>繰り上げて退職させることができる</u>。</p>	<p><u>ことができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由</u>が引き続き<u>ある</u>と認めるときは、市長と協議の上<u>これらの期限の翌日から起算して</u>1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>当該期限</u>は、<u>当該職員</u>に係る定年退職日(<u>同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日</u>)の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について</u>、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項各号に掲げる事由</u>が<u>なくなった</u>と認められるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限</u>を</p>
---	--

5 (略)	<p><u>繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p>
	<p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(平成17年条例第46号)第10条第1項に規定する職とする。</p>
	<p>(管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p>
	<p>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする こと。</p> <p>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理</p>

	<p><u>監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p>
	<p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p>

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長と協議の上延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監

	<p><u>督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)</u>の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長と協議の上延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p>
	<p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p><u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に</u></p>

	<p><u>は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p>
	<p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>
	<p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>
	<p><u>第5章 雑則</u></p> <p><u>第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(定年に関する経過措置)</p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="805 683 1316 1075"> <tr> <td><u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u></td> <td><u>61年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u></td> <td><u>62年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u></td> <td><u>63年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u></td> <td><u>64年</u></td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>3 <u>任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年</u></p>	<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>	<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>	<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>	<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>
<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>								
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>								
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>								
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>								

	<p><u>度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。</u> <u>(職員の勤務延長に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 任命権者は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前のかすみがうら市職員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和</u></p>

13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第4項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第12項において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置

されていたものとした場合における旧条例
定年に準じた当該職に係る年齢)に達してい
る者を、従前の勤務実績その他の規則で定め
る情報に基づく選考により、1年を超えない
範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する
職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退
職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3
年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規
定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者
(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退
職の日の翌日から起算して5年を経過する日
までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者
(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退
職の日の翌日から起算して5年を経過する日
までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年
改正法による改正前の地方公務員法(昭和25
年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5
第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の
規定により採用することをいう。)又は暫定
再任用(この項若しくは次項又は附則第10項
若しくは第11項の規定により採用すること
をいう。次項第5号において同じ。)をされた
ことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次
に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日
までの間にある者であって、当該者を採用し
ようとする常時勤務を要する職に係る新条
例定年に達している者を、従前の勤務実績そ
の他の規則で定める情報に基づく選考によ
り、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該
常時勤務を要する職に採用することができ
る。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員(附則第5項、第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4

項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、

1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する

職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この項から附則第19項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間

勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例原則定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

22 第2条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)附則第7項から第13項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用

しない。

23 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるかすみがうら市職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

24 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第6条の4に規定する算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする」とする。

25 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるかすみがうら市職員の給与に関する条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条の規定による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1

円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条の4第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

27 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

28 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及びかすみがうら市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)附則第5項、第6項又は第10項若しくは第11項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

29 かすみがうら市職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項、第7項から第9項まで、第11条、第12条並びに第12条の3並びに新給与条例第6条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

30 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定による改正後のかすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(かすみがうら市職員の育児休業等に関する

	<p style="text-align: center;"><u>条例の一部改正に伴う経過措置</u></p> <p>31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後のかすみがうら市職員の育児休業等に関する条例第2条の3第2号、第17条第2号及び第18条第1項の規定を適用する。 (規則への委任)</p> <p>32 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。	4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて、行うものとする。
5 (略)	5 (略)
6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>その者</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	6 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における <u>当該職員</u> の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
7～9 (略)	7～9 (略)
10 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額</u>	

<p><u>とする。</u></p> <p>(<u>再任用短時間勤務職員</u>の給料月額)</p> <p>第6条の2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料月額)</p> <p>第6条の2 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第1項の規程により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)</u>とする。</p>
<p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた<u>その者</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(任期付短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該任期付短時間勤務職員の給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた<u>当該任期付短時間勤務職員</u>の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>(育児短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第6条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に</p>	<p>(育児短時間勤務職員等の給料月額)</p> <p>第6条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に</p>

<p>規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p>	<p>規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、第4条から第6条までの規定にかかわらず、これらの規定による当該育児短時間勤務職員等の給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。</p>
<p>(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著</p>	<p>(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤(職員が勤務のためその者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は有料道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤す</p>

しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を

ることが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ス (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を

利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、**その者**の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した**その者**の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。

利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、**当該職員**の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下**第1号において**「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下**第1号において**同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した**当該職員**の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する

<p>ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下<u>この号において</u>「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～8 (略)</p>
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間</p>

次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項**(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)**及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合は**、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の

外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項に規定する規則で定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である**場合には**、100分の175)

(2) (略)

5 勤務時間条例第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の

<p>区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第11条、第12条及び第12条の3の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 第6条第2項から第9項まで、第11条、第12条及び第12条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在</p>	<p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、当該職員の</p>

<p>職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適性かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされその判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、当該職員の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、当該職員が逮捕された場合又は当該職員から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき当該職員に犯罪があると思料するに至った場合であって、当該職員に対し期末手当を支給することが公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適性かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給す</p>

<p>る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>る。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたとき</p>

はこれを100円に切り上げるものとする。)と
する。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用し
ない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律に
より任期を定めて任用される職員及び非常
勤職員

(2) かすみがうら市職員の定年等に関する条
例第9条第1項又は第2項の規定により同条第
1項に規定する異動期間(これらの規定によ
り延長された期間を含む。)を延長された管
理監督職(同条例第6条に規定する職をい
う。)に掲げる職を占める職員

(3) かすみがうら市職員の定年等に関する条
例第4条第1項又は第2項の規定により勤務し
ている職員(同条例第2条に規定する定年退
職日において前項の規定が適用されていた
職員を除く。)

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他
の職への降任をされた職員であつて、当該他
の職への降任をされた日(以下この項及び附
則第11項において「異動日」という。)の前日
から引き続き同一の給料表の適用を受ける
職員のうち、特定日に附則第7項の規定によ
り当該職員の受ける給料月額(以下この項に
おいて「特定日給料月額」という。)が異動日
の前日に当該職員が受けていた給料月額に
100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未
満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50
円以上100円未満の端数を生じたときはこれ
を100円に切り上げるものとする。以下この
項において「基礎給料月額」という。)に達し
ないこととなる職員(市長が別に定める職員
を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第
7項の規定により当該職員の受ける給料月額
のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との

	<p><u>差額に相当する額を給料として支給する。</u></p> <p><u>10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u></p> <p><u>11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p><u>13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>別表第2(第5条関係) 行政職給料表</p>	<p>別表第2(第5条関係) 行政職給料表</p>

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 (略)

別表第3(第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 (略)

別表第3(第5条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任用職員以外の職員	(略)	円	円	円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800
備考	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)	円	円	円	円	円	円	円
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 241,500	基準給料月額 円 253,200	基準給料月額 円 257,300	基準給料月額 円 288,600	基準給料月額 円 305,100	基準給料月額 円 319,200	基準給料月額 円 342,800
備考	(略)							

かすみがうら市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
附 則 1～3 (略)	附 則 1～3 (略) 4 第2条第2項の規定は、かすみがうら市職員の給与に関する条例附則第7項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

かすみがうら市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間について、給料(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第33号)第17条に規定する報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上1年以下の期間について、<u>その発令の日に受ける</u>給料(法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年かすみがうら市条例第33号)第17条に規定する報酬の額)の5分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(第5条関係)

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3～5 (略)</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員につい</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</p>

<p>ては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上）の割合で当該育児短時間</p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上）の割合で当該</p>

勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。	育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。
(年次休暇) 第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)及び(3) (略) 2及び3 (略)	(年次休暇) 第12条 年次休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員20日(定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2)及び(3) (略) 2及び3 (略)

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) かすみがうら市職員の定年等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第31号)第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続いて</u> 勤務している職員 <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略)	(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) かすみがうら市職員の定年等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第31号。 <u>以下「定年条例」という。</u>)第4条第1項又は第2項の規定により <u>引き続き</u> 勤務している職員 <u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略)
(育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	(育児短時間勤務をすることができない職員) 第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

<p>(1)及び(2) (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p>
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。)を除く。)</p>
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>